

〔スーパー定期預金年金型〕

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・スーパー定期預金年金型 |
| 2. 販売対象 | ・当金庫で厚生年金・国民年金・共済年金等の公的年金ならびに企業年金をお受け取りになっているお客さま、新規に当金庫でお受け取りになるお客さまに限定させていただきます。 ・年金保険等の私的年金は対象外です。 |
| 3. 期間 | ・定型方式…6ヵ月、1年、2年 ・期日指定方式…6ヵ月超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（1年までは元金継続または元利継続、2年は元金継続のみ）のお取り扱いができません。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入 ・1口300万円以上、お一人につき総額1,000万円以内 ※本商品と旧しずおか信用金庫（スーパー定期「年金型」）および旧焼津信用金庫（いきいき）あわせて総額1,000万円以内となります。 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法（頻度） (3) 計算方法 | ・固定金利 ・預入時に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]の利率に0.05%を加えた利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日に店頭表示するスーパー定期預金[単利型]の利率に0.05%を加えた利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 |
| 7. 税金 | ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 8. 手数料 | ・ありません。 |
| 9. 付加できる特約事項 | ・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができません。 ・預入期間2年のものは、中間払利息を定期預金とすることができます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 |
| 11. 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 |

13. その他参考事項

- ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- ・預入店舗は、年金振込の指定預金口座のある店舗に限定します。
- ・販売対象に該当しなくなった場合は、スーパー定期預金[単利型]に書替させていただきます。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。